

税制改正要望で「積立NISA」創設やNISA恒久化等!  
～「積立NISA」の20年にわたる検証とバランス型ファンド・非毎月分  
配型ファンドの純資産・純設定推移～

商品企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## 税制改正要望で「積立NISA」創設や4年ぶりNISA恒久化!

2016年8月31日に金融庁は平成29年度税制改正要望を公表、「積立NISA」の創設等が盛り込まれた(URLは後述[参考ホームページ])。

「積立NISA」は、若年層のNISA(少額投資非課税制度)の利用促進を目的としたもので、年間投資上限額は現行NISAの半分である60万円だが、非課税期間が20年間と、長期化している。名前が示す通り、定期・定額投資に限られ、投資出来る商品は長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品とされている。具体例として「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」と出していた(現行NISAでは上場株や株式投資信託/ファンド)。現行NISAと別枠で設定され、利用者は現行NISAとどちらかを選んで利用する事とされている。

また、この「積立NISA」とともに現行NISAにおいても投資可能期間の恒久措置が要望に盛り込まれた(現行NISAでは投資出来るのは平成35年/2023年までである)。恒久措置は平成25年度(2013年度)税制改正要望で出されて以来、4年ぶりとなる(\*当時は、投資可能期間が3年間で非課税期間が10年間という制度設計だったが、2013年3月30日付平成25年度税制改正法により投資可能期間が10年で非課税期間が5年に)。

さらに5年の非課税期間終了後のロールオーバーについての要望もあった(後述※1参照)。

## 金融庁平成29年度(2017年度)税制改正要望(2016年8月31日)

### ◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

#### 【要望事項】

#### ○ 「積立NISA」の創設(現行NISAと選択制)

#### ・年間投資上限額:60万円、非課税期間:20年間

※長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする一方、非課税投資期間をより長期とする

- ・長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定
- ・定期・定額での投資(積立投資)に限定
- ・恒久措置として導入

#### ○ 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応

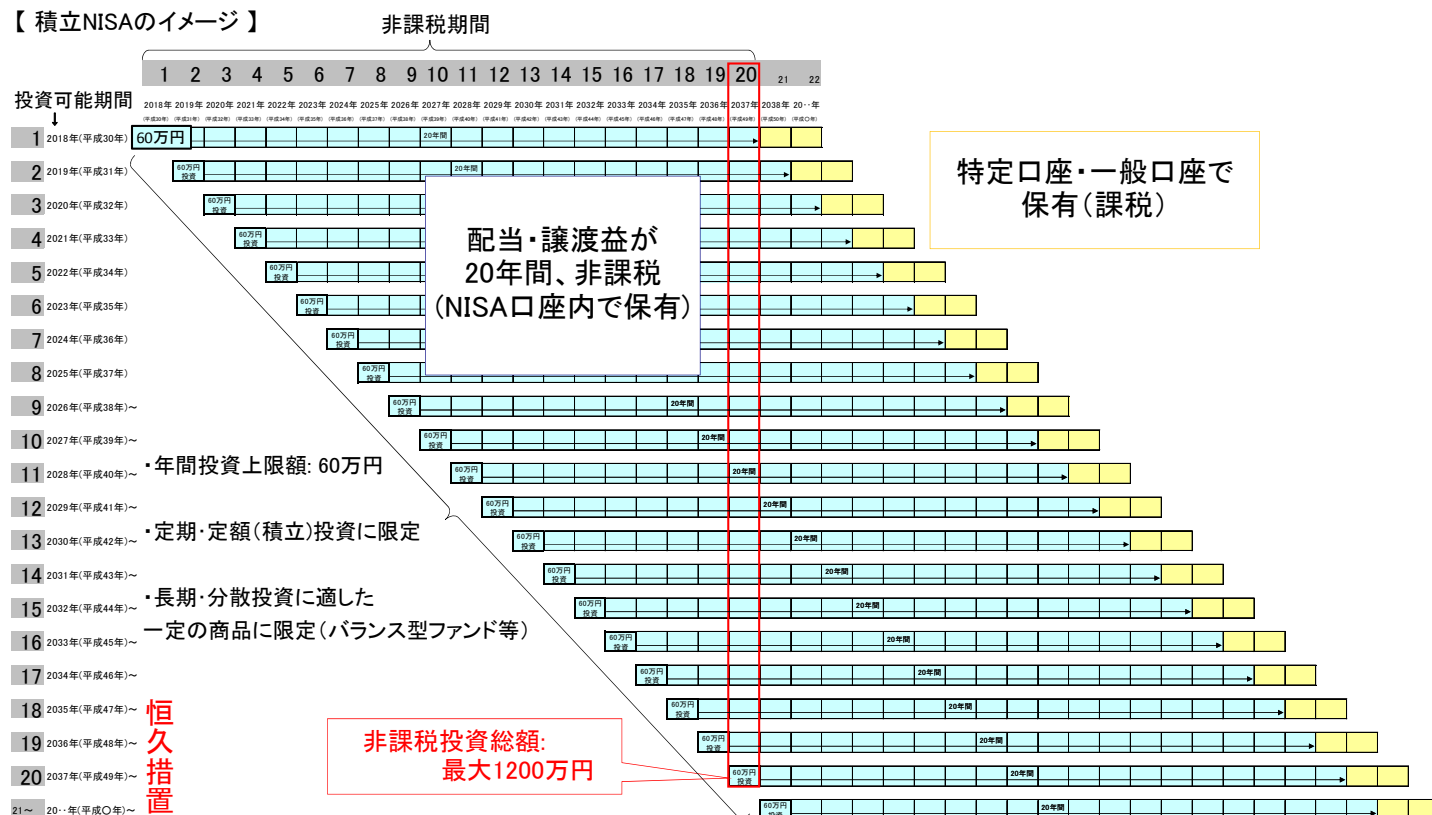
#### ○ 投資可能期間(現行:平成35年まで)の恒久化

(出所:金融庁税制改正要望)

2016年8月31日に金融庁が2017年度/平成29年度(2017年4月～2018年3月)税制改正要望として財務省へ提出しており、2016年12月中の税制改正大綱で、この要望が通ったかどうかはわかる見込みである。

まず、「積立NISA」の創設についてである。積立NISAというと、職場積立NISAを想起するかもしれない。職場積立NISAは既に始まっているもので、職場を通じて従業員が現行NISA口座を開設、積立投資するものだ。職場積立NISAを導入している企業は2015年末現在、1268社になっている(NISA推進・連絡協議会～URLは後述[参考ホームページ])。要望通りなら、今後、職場積立NISAを導入している職場においても、「現行NISA」と「積立NISA」の選択制になる可能性がある。

【積立NISAのイメージ】



(出所: 2016年8月31日付金融庁税制改正要望等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

## 「積立NISA」と「現行NISA」の比較

「現行NISA」と「積立NISA」のどちらかを選ぶ際、どの様に考えたらよいか。金額としては、非課税投資総額は「現行NISA」が600万円、「積立NISA」が1200万円と2倍の差がある(\*「ジュニアNISA」は400万円)。

現行NISAは様々な株や投信から選んで、積立投資はもちろん、まとまった金額を一度に投資する事も出来るなど、利用者の変わりうる都合や希望に合わせて選択が出来るため自由度は高い。ただ、「現行NISA」の非課税期間は5年である(\*ロールオーバーで10年)。

一方、「積立NISA」は「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」に限られ、その名の通り、定期・定額(積立)投資となり、自由度は低そうである。ただし、非課税期間は20年間と長い。

## 日本のNISA(少額投資非課税制度)

※赤字は2016年8月31日に公表された金融庁の平成29年度税制改正要望に盛り込まれ今後検討される内容。

2016年8月31日

項目	NISA	※金融庁の平成29年度税制改正要望 積立NISA	ジュニアNISA
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	20歳以上の居住者等	<b>20歳未満の日本居住者など(名義者)</b> *1月1日において20歳未満およびその年に出生した者。 *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	<b>長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品(例、バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等)の配当・譲渡益</b> *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	上場株式・公募株式投信等の配当・譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で <b>年120万円</b> (2015年分まで年100万円)ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円(2015年まで500万円) ⇒ <b>非課税期間終了時点で①利益が出ていて翌年の非課税枠に移したい場合は全額移管可②損が出ていた場合、課税口座への移管は当初の取得価額を払出し価額に(検討中)</b>	新規投資額で <b>年60万円</b> *定期・定額投資に限定 *累積非課税投資額1200万円	毎年、新規投資額で <b>80万円</b> を上限 *累積非課税投資額上限400万円。
投資可能期間	10年間(2014年~2023年) ⇒ <b>恒久化(検討中)</b>	<b>無期限</b>	8年間(2016年~2023年) *口座開設申込は2016年1月1日から、投資は同年4月1日から(2017年以降はいずれも1月1日から)。
非課税期間	投資した年から <b>最長5年間</b>	<b>20年間</b>	投資した年から最長5年間 *子どもの年齢により、非課税管理勘定または継続管理勘定に移管して長期も可(1月1日において20歳である年の前年12月31日まで)。 *20歳でむかえた1月1日以後は成人NISAへ移管可。
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。		<b>原則、18歳になるまで引き出し不可</b> *3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 *災害等やむを得ない場合などの例外あり。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座、毎年金融機関の変更可(2015年1月から)	一人一口座、 <b>NISAとの選択制(併用不可)</b>	一人一口座、金融機関の変更不可
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	金融庁の平成29年度税制改正要望(2016年8月31日公表)に「積立NISA」の創設が盛り込まれ検討中	2016年1月1日からの申込で同年4月1日から
加入者数	1012万人/20歳以上人口の9.6%(2016年3月末時点)		78,168人/0歳から19歳人口約2210万人の約0.35%(2016年3月末時点)。

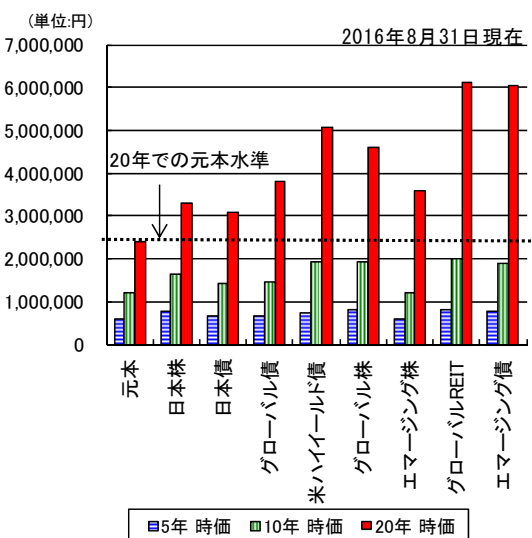
(出所: 金融庁等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

## 「積立NISA」の20年にわたる検証

「積立NISA」が「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」に限られ、その名の通り、定期・定額(積立)投資となる中、非課税期間が20年間と長い事について検証して見る。2016年8月末までの5年、10年、20年間、1万円を毎月投資し続けた積立投資の検証結果である。結論から言えば、投資対象資産によっては、5年間の積立では損失を被る場合もあったが、10年、20年では検証したいずれの資産でも利益となっていた。尚、バランス型ファンドについては、これらの組み合わせとなるので、もっと損失を少なく出来る可能性はあるだろう。

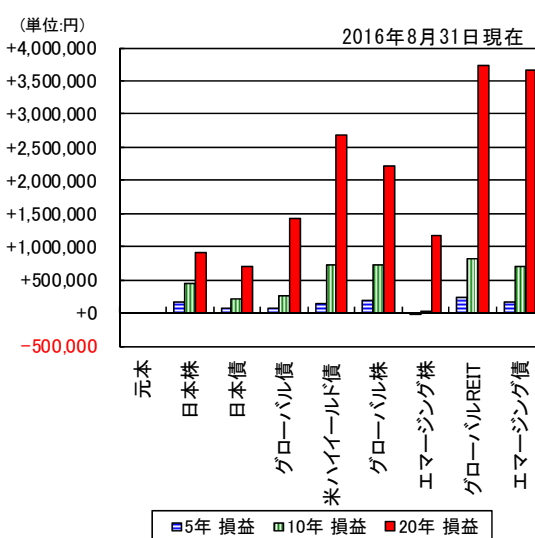
### 投資期間 5年・10年・20年

2016年8月31日 まで毎月末に10000円ずつ購入した時の現在の **時価** \*左から投資期間 5年・10年・20年。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品企画部が作成)

2016年8月31日 まで毎月末に10000円ずつ購入した時の現在の **損益** \*左から投資期間 5年・10年・20年。

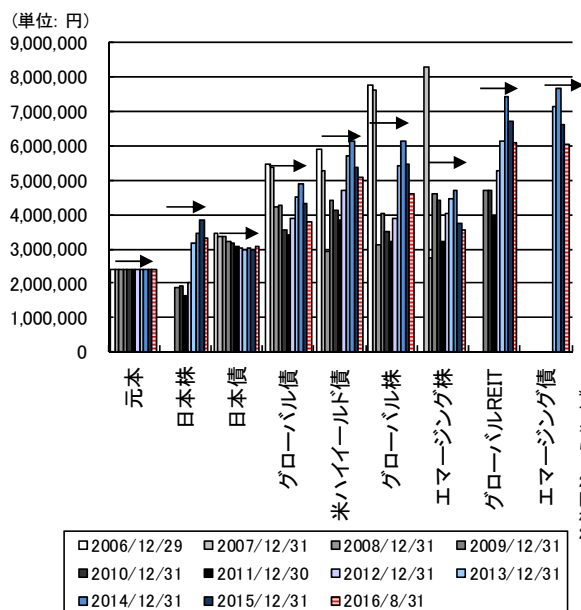


(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品企画部が作成)

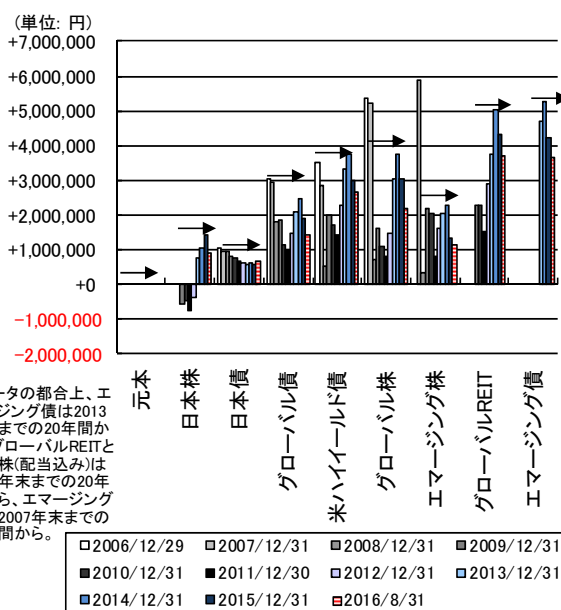
積立は「出口」、いつ終わるかが重要なので、上記の2016年8月末までの20年間以外、2006年から2015年末の各年末までの20年間についても見る事とする。その多様な投資時期における20年間の積立投資の結果は、一部の資産では損失となった時期もあったが、大半の資産では利益が出ていた。

**投資期間 20年**

毎月末に10000円ずつ20年間購入した時の **時価**  
\*左から2006年～2015年の各年末、2016年は8月末。



毎月末に10000円ずつ20年間購入した時の **損益**  
\*左から2006年～2015年の各年末、2016年は8月末。



\*データの都合上、エマージング債は2013年末までの20年間から、グローバルREITと日本株(配当込み)は2009年末までの20年間から、エマージング株は2007年末までの20年間から。

(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品企画部が作成)

(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品企画部が作成)

**「積立 NISA」が「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」に限られる可能性**

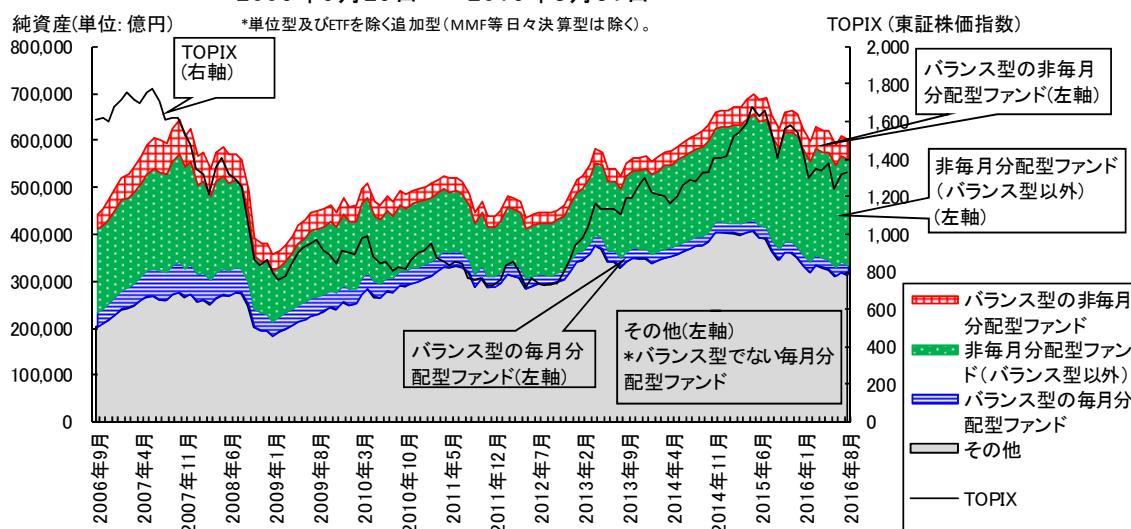
税制改正要望では「積立 NISA」の投資対象は、投資信託のうち「長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定」され、例として「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」とされていた。現行 NISA で対象とされる上場株式は除外され、日本の投信の残高で約半数を占める毎月分配型ファンドも除外される見込みである。

最後に、「積立 NISA」の対象とされるバランス型ファンドや非毎月分配型ファンドの動向を見る。

2016年8月末時点でバランス型ファンド(モーニングスターの大分類でアロケーション)の残高は約 6.8 兆円と、投信全体の約 11%を占めている。バランス型ファンドに含まれる毎月分配型ファンドは 2.3 兆円、非毎月分配型ファンドは 4.5 兆円(同約 7.5%)となっている(投信全体…単位型及び ETF を除く追加型～MMF 等除く)。

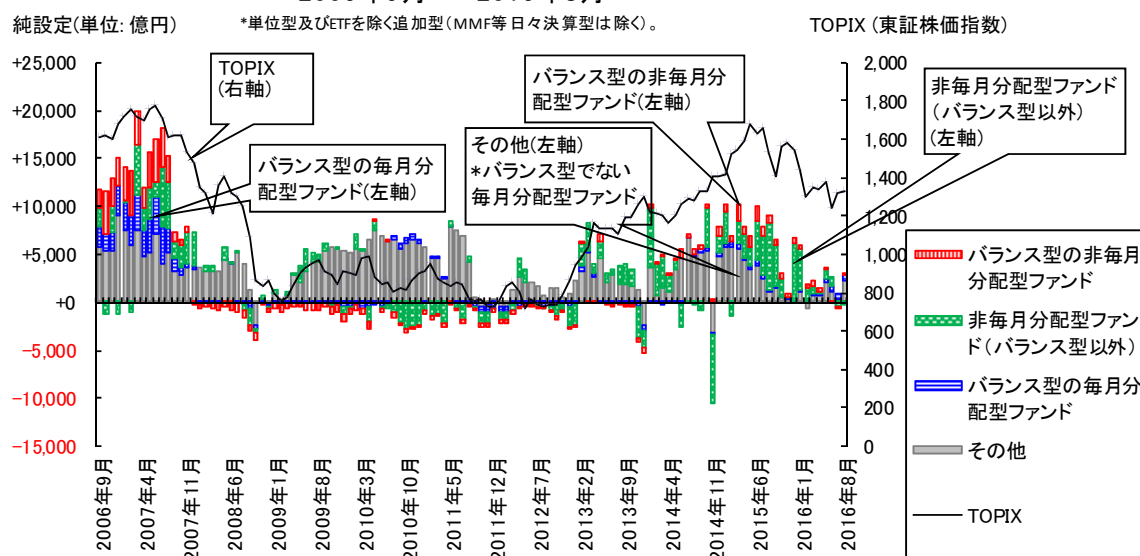
一方、非毎月分配型ファンドの残高は約 27 兆円/約 44%を占め、2013年頃から緩やかに拡大中である。非毎月分配型ファンドに含まれるバランス型は約 4.5 兆円、バランス型以外の残高は 22 兆円とそれぞれ投信全体の約 7.5%、37%を占める。非毎月分配型ファンドへの純設定は 2015年頃から、毎月分配型ファンドの純設定が急減するに伴い増加、資金流入のほとんどを占めている。

### 日本の投信のバランス型と非毎月分配型の純資産推移 2006年9月29日 ~ 2016年8月31日



(出所: フルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

### 日本の投信のバランス型と非毎月分配型の純設定推移 2006年9月 ~ 2016年8月



(出所: フルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

※1: 現行 NISA の非課税期間終了時の対応・・・現行では NISA の非課税期間 5 年間終了で、口座の投資資産は課税口座(一般口座・特定口座)に移され、その後の売買益や配当金については課税される。しかしこの時に希望すれば、翌年の NISA の非課税枠に移管して保有できる(いわゆるロールオーバーでさらに 5 年間保有可)。現在、移管額は 120 万円までに限られているが、5 年の非課税期間終了時点で、投資資産の時価が 120 万円超の場合は、超えた部分も含め全額移管することを可とする要望。また、課税口座へ移す場合、損が出ていた時には、当初の NISA 口座で買付けした際の取得価額をもって払出し価額とすることも要望に盛り込まれた。つまり、非課税期間 5 年が終了した時点での損や利益を確定させずに移管することを要望するものである。

以上

[参考ホームページ]

2016年8月31日付金融庁公表「金融庁の平成29年度税制改正要望について」…

「<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3.html>」

2016年8月18日付日本経済新聞朝刊「NISAに長期積立枠 非課税、20年を軸に政府調整 利用伸び悩みでテコ入れ」…「[http://www.nikkei.com/article/DGKKASDF17H06\\_X10C16A8MM8000/](http://www.nikkei.com/article/DGKKASDF17H06_X10C16A8MM8000/)」

2016年8月26日付日本経済新聞朝刊「NISA資産、移しやすく、非課税期間後、上限超でも。」…

「<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO06513510V20C16A8EE8000/>」

2016年3月16日付NISA推進・連絡協議会公表「職場積立NISAの導入状況等について(平成27年7月～12月)」…「[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/files/syokuba\\_nisa160316.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/files/syokuba_nisa160316.pdf)」

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

### 本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。